

みんなの掲示板

人口の動き (前月比)

※令和4年10月末時点

総人口	2,484人 (-5)
男性	1,235人 (-1)
女性	1,249人 (-4)
うち外国人人口	39人 (±0)

世帯数 1,203世帯 (-3)

死亡事故ゼロの日

2,545日 (10月末時点)

相談会

「借金・金融一般相談」の開催について

北海道財務局の専門相談員が「借金の悩み」を親身になってお聞きし、あなたに合った解決方法を提案します。また、「預金・融資、保険など金融全般」のご相談も受け付けます、無料・予約不要です。

税金

農地等の贈与税・相続税の納税猶予の特例を受けている人のために

- 特例を受けている人は
・ 3年ごとに「継続届出書」の提出が必要で(ただし、特例農地等の全部を担保として提供している場合には必要ありません)。
・ 特例農地等の譲渡や転用などをした場合には、猶予されている税額の全部又は一部を納付しなければなりません。
・ 特例適用者が農業経営を廃止した場合には、猶予されている税額の全部を納付しなければなりません。
・ 特例農地等を交換したり買換えする場合には、「承認申請書」の提出により、引き続き納税猶予の適用が受けられる場合があります。
・ 特例適用者や贈与した人が死亡した場合には「免除届出書」の提出が必要です。

- 借金・金融一般相談
- 多重債務相談窓口
☎011-807-5144
- 金融ほっとライン
☎011-807-5145
- 中小企業等金融円滑化相談窓口
☎011-729-0177

- 納税猶予額を納付しなければならない場合
納税を猶予されている贈与税や相続税は、次に当てはまるときに納税猶予の期限が確定し、猶予されている税額の全部又は一部を一定の日までに納付しなければなりません。

- 納税を猶予された税額のうち譲渡などをした農地等に係る税額
① 収入交換等による譲渡などをした場合納税を猶予された税額のうち譲渡などをした農地等に係る税額
② ①以外の譲渡や転用などをした場合譲渡や転用などをした面積が納税猶予の特例の対象となった農地等の全面積のうち20%を超えるとき
納税を猶予された税額の全額20%以下のとき
納税を猶予された税額のうち譲渡などをした農地等に係る税額
・ 3年目ごとの「継続届出書」の提出がない場合
「継続届出書」の提出がないときには、納税猶予の期限が確定します。提出期限から2か月以内に猶予された税額の全部を納付しなければなりません。
・ 農業経営を廃止した場合は、納税猶予の適用を受けている人が農業経営を廃止したときは、その廃止の日から2か月以内に、猶予された税額の全部を納付しなければなりません。

● 詳しくは国税庁ホームページをご利用ください。
<https://www.nta.go.jp>

講習会

転職希望者向け講習会

釧路北地域雇用創造協議会では弟子屈町・標茶町・鶴居村内の事業者・求職者や、移住を含めた転職希望者を対象に無料で講習会を行います。

その他

● 食関連産業振興講習会【魅力あるモノづくり・選ばれる商品とは?!】
第1部 12月8日(木)13:00~16:00
鶴居村総合センター1F第一研修室
テーマ 地域で使える商品開発のイロハ
・ 特産品開発のイロハと、テーマパークで培った食関連商品の企画・開発・マーケティング手法をワークを取り入れながら学びます。
第2部 12月9日(金)13時~16時
あなたの商品をブラッシュアップしよう!
・ 参加者が自らの商品を紹介し、商品分析ワークや、より魅力的な商品にするプレゼンテーションを行います。

- ICTスキルアップ実践講習会【PC編】
12月10日(土)9時半~16時半
弟子屈町公民館1階研修室
○AM: Word & Excel編
・ WordのレイアウトやExcelの関数など、初心者からワンランクアップの応用術までをご紹介します。
○PM: ウェブサイト作成・ネットビジネス編
・ ホームページが無くてもインターネットで集客ができる【Googleビジネスプロフィール】の活用方法を解説。
- 地域人材活用支援講習会 第2部
12月16日(金)13時~16時
弟子屈町公民館2階講堂
テーマ 生産性向上の取組による新たな可能性、新規雇用に向けて
- 問合せ先 釧路北地域雇用創造協議会
☎015-482-2940

令和4年12月10日までに交付申請をした令和4年度の利子補給を受ける場合には、令和4年1月から12月までの利子支払いに係る証明書等を各金融機関から受領し、教育委員会管理課へ請求書用紙に添付して令和5年1月末までに提出してください。

●対象となる教育資金

日本政策金融公庫、釧路丹頂農業協同組合及び独立行政法人日本学生支援機構のいずれかの機関から借り受けた教育資金で、学生1人当たり600万円を限度とする。受験費用、入学金、在学期間中の授業料、下宿代その他必要な資金（休学・留学等の期間の費用は除く。）

●利子補給の内容

学生1人当たり600万円までの教育資金に係る利子について、借入利率が年利3.0%までを対象として、最高7年間を限度として利子補給します。ただし、返済遅延による利子は補給しません。

●請求期限

令和5年1月31日(火)

●請求先

村教育委員会管理課

●請求方法

請求書に必要事項を記入し、関係書類を添付し捺印の上、申請してください。(用紙は、教育委員会に備え付けています。)

●問合せ先

村教育委員会管理課

☎0154-64-2050

みなさんは特殊詐欺の手口をごのく
らい知っていますか？

自宅の固定電話に「老人ホームに入居できる権利があります。」という電話があり、入居を断ると「あなたの名義で

他の人が入居する。名義を貸して欲しい。」と言われ、これに承諾すると後日「名義貸しは犯罪だ！トラブル回避のため宅配便で現金送れ」と指示され、お金をだまし取られる特殊詐欺が発生しています。

現金を宅配便で送ることはできません。

防犯対策として、自宅の電話は常に留守番電話設定にし、知らない番号からの電話には出ないようにしましょう。

また、パソコンや携帯電話の画面上に「ウイルスに感染しました」や「利用料金未納です」などと表示され、指示された番号に電話すると「ウイルス除去費用」や「利用料金」などを名目に電子マネーを要求され、お金をだまし取られる詐欺も多発しています。

電子マネーを要求されても、購入しない、IDを教えないようにしましょう。

詐欺電話がきたら#9110に相談を。

●問合せ先 釧路警察署

☎10154-2310110

年末年始のごみ処場の開場について

ごみ処場の年内の最終開場は12月30日(金)で、年明けは1月7日(土)から開場します。ぜひご利用ください。

し尿汲み取りについて

12月は汲み取り依頼が集中するため、年内に汲み取りできない場合がありますので、年内の汲み取りを希望する方は、12月9日(金)までに次のお申し込み先へ直接電話でお申し込みをお願いします。

●お申込み先

釧路衛生株式会社

☎0154-4013232

年末年始のごみ収集について

地区	種別	年末(まで)	年始(から)
鶴居市街東地区(東・南)・下雪裡・下久著呂・中久著呂	可燃	12月26日	1月9日
	不燃	12月13日	1月10日
	資源	12月19日	1月16日
鶴居市街西地区(西・北)・中雪裡南・中雪裡西	可燃	12月28日	1月4日
	不燃	12月13日	1月10日
	資源	12月19日	1月16日
中雪裡東・支雪裡・茂雪裡	可燃	12月28日	1月4日
	不燃	12月27日	1月24日
	資源	12月26日	1月9日
幌呂全地区(新幌呂から下幌呂)	可燃	12月30日	1月6日
	不燃	12月27日	1月24日
	資源	12月26日	1月9日

！ 鶴居文芸

凍原社11月句(俳句)

丹頂の住み居る里や鶴居村
秋うらら住めば都の鶴居村
半世紀住みぬし釧路今は秋
住みついて猫一匹と秋の暮れ
この山は鹿の住処ぞ落葉積む
この村に生れ住む日々や牛と鶴
住みし里鶴の里なり大手振り

ミヤノ 公子 ちえこ 春夢子 和子 紀代子 恒子